

市営住宅等一覧表

種類	No.	団地名	建設年度	構造階数	棟数	戸数	特定目的/ 目的外使用	住戸専用床面積	住戸タイプ	エレベーター	集会所	駐車場	児童遊園	所在地
直建	1	石橋住宅	R1	耐火5階	1	44	母子用住戸4	35.5～59.8㎡	1DK～3DK	○		31		池田市石橋4丁目21番12号
	2	秦野住宅	S41～47	耐火4階	7	131	母子用住戸1	38.3～40.5㎡	2DK・3K	×				池田市旭丘1丁目9番
	3	狭間池住宅	S59～61	耐火3階	3	54	車椅子用住戸6	58.9～62.1㎡	3K・3DK	×		26	1	池田市旭丘3丁目7番
	4	古江住宅	S46	耐火5階	1	39		46.1㎡	3DK	×		28		池田市古江町551番地
借上 (市営)	小計				12	268						85	1	
	5	アルビス五月ヶ丘住宅129号棟	H15	耐火5階	1	35	母子用住戸2	39.7～59.5㎡	1DK～3DK	○				池田市五月丘3丁目3番
	6	アルビス緑丘住宅115号棟	H22	耐火7階	1	60	母子用住戸4	49.9～59.7㎡	1LDK～3DK	○				池田市緑丘2丁目4番
移管	小計				2	95						0	0	
	7	神田住宅	S44	耐火5階	2	60	母子用住戸1	37.4～45.8㎡	2K・3DK	×	○	24		池田市神田1丁目23番
	小計				2	60						24	0	
市営住宅 合計					16	423						109	1	

※ 借上住宅の共用部分及び共同施設は、オーナーが管理を行うため、管理範囲から除きます。



古江住宅

神田住宅

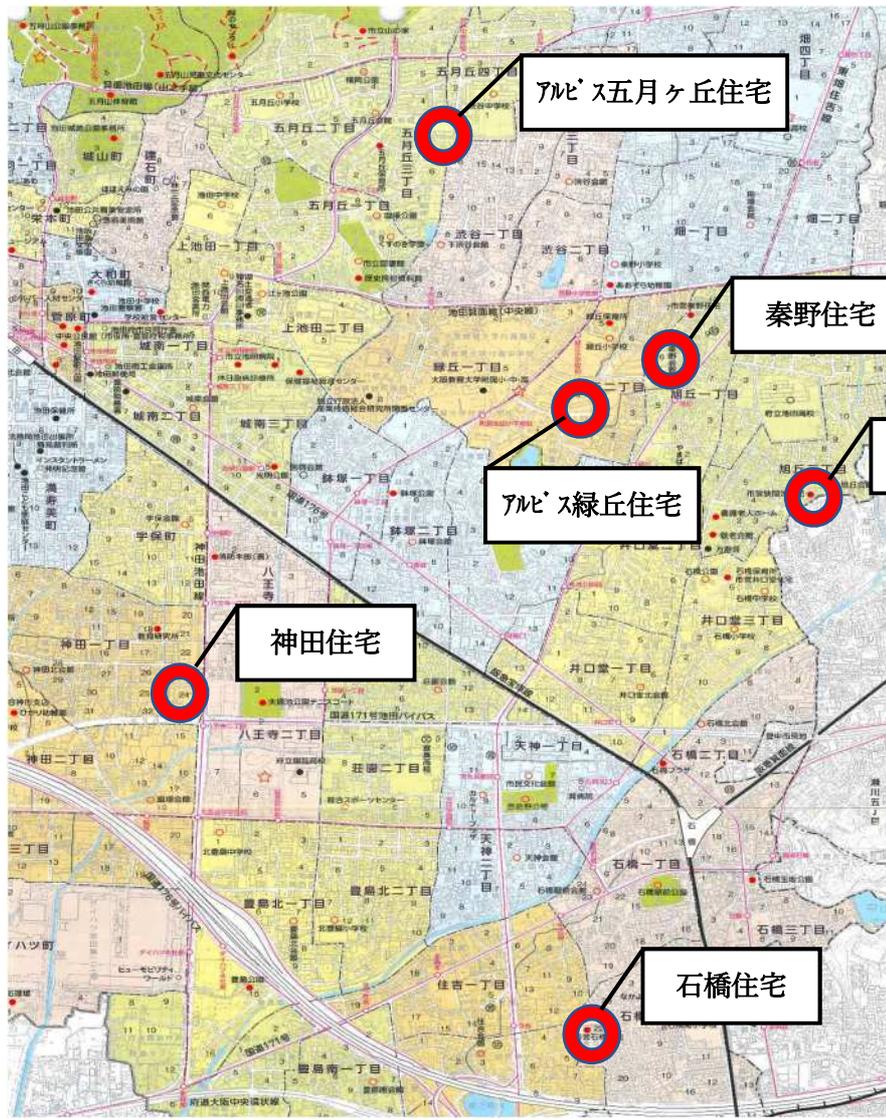
アルビス五月ヶ丘住宅

秦野住宅

アルビス緑丘住宅

狭間池住宅

石橋住宅



リ ス ク 分 担 表

池田市と指定管理者における業務上の責任分担については、次のとおりです。
なお、詳細については、関係法令に基づいて協定書に規定することとします。

項目		池田市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令の変更	(協議事項)	
天災他不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他市や指定管理者の責めに帰す事ができない事由による事業の中止・延期・変更	(協議事項)	
事業の中止等	市の指示・責任による事業の中止・延期・変更	○	
	法令その他制度の変更等のために、市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
金利・物価の変動	金利・物価の変動		○
	ただし、急激な変動によるもの	(協議事項)	
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
	経済状況や社会状況等の変化その他の事由による経営不振		○
安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む)		○
施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	(協議事項)	
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外により利用者に損害を与えた場合	(協議事項)	
債務不履行	市による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○

項目		池田市	指定管理者	
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○	
	市の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○		
	施設・設備・外構の保守点検 (法定点検及び日常の維持補修を含む)		○	
	施設・設備・外構の経年劣化による維持補修	市の発意によるもの	○	
		管理上緊急を要するものの応急措置		○
		上記以外	(協議事項)	
	事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	応急措置		○
		上記以外	(協議事項)	
	天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧	(協議事項)		
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修(施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)	○		
指定管理開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担		○		
運営管理(企画調整、利用誘導、案内、警備、苦情対応)		○		
維持管理(清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理)		○		
倉庫等の物品管理		○		
占用許可及び使用許可の受付・交付事務		○		
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)		○		
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)における指示等	○			
施設の法的管理(占用許可)	○			
火災保険(火災及び災害)	○			
賠償責任保険		○		

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

※本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。